**平成２１年（フ）第８９２号**
熊本市月出８丁目３番５号
債務者　宮口　和昭
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第７９７号**
札幌市北区新琴似７条14丁目６番18号
債務者　佐々木潤一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　一義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５１９号**
札幌市白石区南郷通２丁目南11番21号　山内ＢＬＤ21―203号
債務者　大江　正士
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桶谷　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５２０号**
札幌市白石区南郷通２丁目南11番21号　山内ＢＬＤ21―203号
債務者　大江　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桶谷　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第５６７号**
長崎県長崎市出島町13番４号
債務者　小山　俊英
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４４８号**
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原76番地52
債務者　力武　文子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第８２号**
長崎県長崎市花丘町19番16号
債務者　前田正二郎
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第８３号**
長崎県長崎市花丘町19番16号
債務者　前田　文子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２４号**
和歌山県紀の川市貴志川町国主275番地２
債務者　竹下栄一郎
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第７号**
大分県竹田市久住町大字栢木字原618番地５、住民票上の住所大分県竹田市大字飛田川2557番地５
債務者　藤井　重敏
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
大分地方裁判所竹田支部

**平成２２年（フ）第４号**
宮崎市佐土原町東上那珂8418番地
債務者　仁井　　靖
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒武　善斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４５号**
宮崎市大字田吉832番地７
債務者　長谷川博一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒武　善斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第１８５４号**
さいたま市緑区大字三室81番地18
債務者　横井　貴志
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第７４号**
さいたま市桜区大字神田27番地18
債務者　水谷　憲子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第８９号**
埼玉県川口市大字安行領根岸1014番地の４
債務者　菊地　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０２号**
埼玉県新座市馬場４丁目６番35―309号
債務者　今田　有子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１４号**
さいたま市浦和区岸町７丁目８番25―202号
債務者　幸田　千明
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係